

議案第百二号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提出者 港区長 清 家 愛

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立赤坂子ども中高生プラザ

港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京聖労院

東京都清瀬市中里五丁目九十一番二

三 指定の期間

令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

（説明）

赤坂子ども中高生プラザ等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。